

事前予約制

◎必ず事前に予約のうえお越しください。

青色申告、土地・建物・株式の売買や配当等がある方の確定申告は、竜ヶ崎税務署でお願いします。

| 2 月 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | |
|---------------|-----------------------------|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 申告会場 | | | | | | | 16 | 17 | |
| 江戸崎会場(市役所本庁舎) | ○が付いている日が申告相談実施日・会場です。 | | | | | | ○ | | |
| 新利根会場(新利根公民館) | 時間:午前9時～、午後は1時10分～ | | | | | | ○ | | |
| 桜川会場(桜川公民館) | 相談時間はおひとりにつき20分程度を予定しております。 | | | | | | ○ | | |
| 東会場(東支所) | | | | | | | ○ | | |
| 申告会場 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | | |
| 江戸崎会場 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 新利根会場 | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 桜川会場 | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 東会場 | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 申告会場 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | | | |
| 江戸崎会場 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 新利根会場 | | | | ○ | ○ | | | | |
| 桜川会場 | | | | ○ | ○ | | | | |
| 東会場 | | | | ○ | ○ | | | | |

| 3 月 | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|--------------------|----|----|----|----|----|---|---|
| 申告会場 | | | | | | | 1 | 2 |
| 江戸崎会場 | 地区指定はありません | | | | | | ○ | |
| 新利根会場 | 江戸崎会場:本庁舎3階 331会議室 | | | | | | ○ | |
| 桜川会場 | 新利根会場:新利根公民館 研修室4 | | | | | | ○ | |
| 東会場 | 桜川会場:桜川公民館 研修室 | | | | | | ○ | |
| 申告会場 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| 江戸崎会場 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 新利根会場 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 桜川会場 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 東会場 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 申告会場 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | |
| 江戸崎会場 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 新利根会場 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 桜川会場 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 東会場 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

※ 申告予約は専用ダイヤルとインターネットで受け付けます。

| | |
|---|---|
| 専用ダイヤル | 受付期間…2月1日(木)～3月14日(木) 受付時間…午前9時～午後4時(土日祝日を除く) |
| 稲敷市申告予約センター ☎029-846-2330 (市外局番からおかけください) | ※希望日の前日(土日祝日を除く)午後4時までに予約をお願いします。【例:2/26(月)希望→2/22(木)午後4時までに予約。3/7(木)希望→3/6(水)午後4時までに予約】 ※毎年、初日から5日間ほどは大変混み合い、電話がつながりにくくなっております。インターネットからの予約もご利用ください。 ※市役所代表電話へおかけいただいても予約できませんのでご注意ください。 |

| | |
|----------------------------|--|
| インターネット予約 | 受付期間…2月1日(木)午前9時～3月14日(木)午後4時 受付時間…24時間受付 |
| 予約はこちらから→ もしくは市ホームページから | ※希望日の前日午後4時までに予約をお願いします。 |

※ 予約した時間帯の10分前に会場へお越しください。予約時間内でも当日の状況によりお待ちいただく場合があります。

※ 予約枠はひと枠20分程度を予定しております。

※ 予約の変更・キャンセル等は、変更希望日の前日(土日祝日を除く)午後4時までに稲敷市申告予約センターにご連絡ください。予約番号を使ってインターネットでの変更も可能です。

※ 事前準備をお願いします。

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は、必ず申告相談前に収支内訳書を作成し、持参してください。
- ② 医療費控除を受ける方は、診療を受けた人、医療費の支払先ごとに領収書を整理し、計算を済ませ、明細書を作成しておいてください。(収支内訳書・明細書は各会場にあります)

※ インボイス制度、消費税、所得税の申告についての問い合わせは、竜ヶ崎税務署にお願いします。 竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303(代表)

◆申告・相談はお早めに◆

◎確定（市県民税）申告の申告期限は令和6年3月15日（金）です。

確定（市県民税）申告の相談・受付は**令和6年2月16日（金）から3月15日（金）**までです。また、上記期間中は市役所税務課職員が各申告会場に出向いており、市役所税務課窓口での申告相談はできません。

申告相談・受付の詳しい日程・会場は裏面をご覧ください。日程表は市ホームページにも掲載しております。

確定申告書を自分で作成し提出される方は、郵送等により直接竜ヶ崎税務署へ提出をお願いします。

◆市の申告相談会場で相談できない内容◆

次の内容で確定申告される方は市の申告相談会場ではお取り扱いできませんので、竜ヶ崎税務署へ申告するか、税理士へ作成を依頼して下さい。

- 令和6年1月1日現在、稲敷市に住民登録のない方の申告
- 青色申告
- 分離課税（土地・建物・株式等の売買、配当所得、先物取引等）の申告
- 繰越損失のある申告
- 雑損控除の申告
- 仮想通貨に関する申告
- 過年度分（令和4年分以前）の申告
- 収支内訳書のできていない営業・農業・不動産所得等の申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除がある方
- 住宅特定改修特別税額控除などの申告
- 国外居住の親族を扶養控除とする申告
- その他高度な判断を要する申告

◆お持ちいただくもの◆

- ・個人番号がわかるもの（マイナンバーカード・個人番号通知カード等）
- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・銀行口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
- ・源泉徴収票（給与・年金等）
- ・社会保険料控除証明書（国民健康保険税・国民年金保険料等）
- ・保険料控除証明書（生命保険・地震保険・小規模企業共済等）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等
- ・医療費控除の明細書、医療費通知 ※必ず事前に作成しお持ちください。
- ・寄附金の領収書（ふるさと納税・日本赤十字社等）
- ・収支内訳書（一般・農業・不動産）※必ず事前に作成しお持ちください。
- ・住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高証明書（2年目以降）※必ず事前に作成しお持ちください。
- ・税務署からの書類一式、「確定申告のお知らせ」ハガキ

◆国税庁ホームページから確定申告書が作成できます◆

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」で「確定申告書」が作成できます。

作成が終わりましたらプリントアウトして、税務署に郵送してください。

また、インターネットから直接申告書の提出や納税ができる「e-Tax」の制度がありますので、ぜひご利用ください。

《郵送先》 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町 1182-5
竜ヶ崎税務署 個人課税部門あて
Tel. 0297-66-1303（代表）

◆市県民税（住民税）の申告を忘れずに◆

市県民税の申告書は、税金を計算するための資料となるばかりでなく、いろいろな面で必要になる場合があります。そのため、所得があった方も、なかった方も必ず申告してください。（年末調整が済んでおり会社から給与支払報告書が市役所へ届いている方、所得税の確定申告書を提出された方は申告の必要はありません。）

◎申告が必要な方

令和6年1月1日現在、稲敷市内に住所を有する人で前年中の状況が次に該当する方です。

- （1）営業所得、農業所得、不動産所得（貸地、貸家、駐車場等）、配当所得、雑所得（個人年金など）があった方
- （2）給与所得者で次に該当する方
 - （ア）勤務先から稲敷市へ『給与支払報告書』の提出がされていない方（提出したか、していないかは事業主あるいは経理担当者にお聞きください。）
 - （イ）日雇・パート等により勤務先が一定していない方や中途退職しその後年末調整を受けていない方
 - （ウ）給与所得者で給与以外の所得があった方、または2カ所以上から給与の支払いを受けた方
※年末調整済の給与所得以外に副収入があり、それらの所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。
 - （エ）医療費控除、雑損控除、寄附金控除を受けようとする方
- （3）公的年金等の所得のみの方で、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等を受けようとする方
- （4）所得のない方で、次に該当する場合
 - （ア）国民健康保険に加入されている方
 - （イ）後期高齢者医療保険に加入されている方
 - （ウ）医療福祉費（マル福）受給者の方
 - （エ）非課税証明書または所得証明書が必要な方
 - （オ）市外在住者の税金上の扶養に入っている方

※ 申告に必要な書類など詳しいことは、竜ヶ崎税務署、または市役所税務課までお問い合わせください。

竜ヶ崎税務署 Tel.0297-66-1303（代表） / 稲敷市役所税務課 Tel.029-892-2000（代表）
（稲敷市申告予約センター）Tel.029-846-2330